

文部科学省認定社会通信教育

1. 定義

学校又は一般社団法人若しくは一般財団法人が行う通信教育で社会教育上奨励すべきものを、文部科学大臣が社会教育法の規定に基づいて認定を行ったもの。

学校通信教育

大学通信教育、短期大学通信教育、高等学校通信教育、中等教育学校(後期課程)の通信教育、特別支援学校の高等部の通信教育(学校教育法)

社会通信教育

学校教育法による通信教育を除いた通信教育(社会教育法第49条)
〔定義〕通信の方法により一定の教育計画の下に、教材、補助教材等を受講者に送付し、これに基づき、設問解答、添削指導、質疑応答等を行う教育をいう。(社会教育法第50条)

文部科学省認定社会通信教育

学校、一般社団法人、一般財団法人が実施主体となる。

〔社会教育法〕

第51条 文部科学大臣は、学校又は一般社団法人若しくは一般財団法人の行う通信教育で社会教育上奨励すべきものについて、通信教育の認定を与えることができる。
2 (略)

3 文部科学大臣が、第一項の規定により、認定を与えようとするときは、あらかじめ、第13条の政令で定める審議会等に諮問しなければならない。

第55条 認定を受けた通信教育を廃止しようとするとき、又はその条件を変更しようとするときは、文部科学大臣の定めるところにより、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可に関しては、第51条第3項の規定を準用する。

非認定の社会通信教育

学校、一般社団法人、一般財団法人、営利法人、個人等が実施主体となる。

2. 認定団体

実施団体数: 計25団体109課程(平成29年3月現在)

- ・事務系(42課程)
(経営・管理、経理・会計、速記等)
- ・技術系(28課程)
(電気・電子・材料、自動車整備、設計製図、不動産、園芸・造園等)
- ・生活技術・教養系(39課程)
(栄養と料理、英語、ペン習字、書道、音楽、漢詩等)

3. 社会通信教育受講者数等の推移

(単位:人)

H22	H23	H24	H25	H26	H27
68,376	53,178	50,576	48,590	54,572	64,164

4. 認定社会通信教育修了者表彰

・文部科学省認定社会通信教育の課程を優れた成績をもって修了した者に対し、その努力と成果をたたえるとともに、一般受講者の学習意欲の向上に資することを目的とする。

・平成28年度は4月21日(木)に表彰式(文部科学省・(一財)社会通信教育協会主催)を開催し、43名に大臣官房審議官(生涯学習政策局担当)より文部科学大臣名の賞状を交付。

参考

・文部科学省認定社会通信教育講座等を修了した方々の学習の成果を評価認定し、全国各地における多様な生涯学習活動を推進・指導する人材を育成するため、(一財)社会通信教育協会が平成4年に生涯学習インストラクターの資格制度を開設。

・生涯学習インストラクターは、都道府県または市町村教育委員会、生涯学習センター、青少年教育施設、女性教育施設、図書館や博物館、企業や団体が行う公開講座、グループ活動等での指導及び支援活動を行う。

・生涯学習インストラクター間の情報共有及びネットワーク形成のため、全国各地で生涯学習インストラクターの会が結成されている。

生涯学習インストラクター全国大会

・生涯学習インストラクターの果たす役割と生涯学習推進の重要性を確認するため、全国の生涯学習インストラクターが一堂に会し、講演や事例発表等が行われる。2年に1度開催している。直近は平成28年2月13日(土)に開催されている。

『女性活躍加速のための重点方針2016』

1. 子育て基盤等の整備(2)家事・子育て・介護支援の充実

大学等において女性が子育てをしながら学習・研究しやすい環境を整備するため、大学と地方公共団体等が連携した保育施設や保育サービスの提供に関する先進事例の把握や実証的検証等を通じて、大学等における保育環境整備の仕組みづくりのモデルを構築し、全国に普及させるとともに、学びから就労への円滑な移行など、保育環境整備とキャリア形成支援の一体的な推進等について検討する。

『ニッポン一億総活躍プラン』(平成28年6月2日閣議決定)

結婚支援の充実(具体的施策)(抜粋)

全ての高校生に対して、自分の職業や家庭、将来について実践的に考える機会を提供するため、外部協力者の参画を得つつ既存の教科を有機的に連携させて、ワークシート入りの実践的教材を用いた学習の実施、乳幼児触れ合い体験、多様な職業人材・専門家との対話等の体験・交流活動を強化する。このため、教材の作成・配布、都道府県単位の実行体制の構築、教育課程の改善・充実とその徹底、大学・社会人教育への横展開などを推進する。

現状・課題

- ・ 大学等における保育施設の設置はまだ不十分。学業・研究の時間に応じた一時保育等の多様なニーズに応えられていない。
- ・ 女性が子育て等しながら学び続けていける環境が整っていない。
- ・ 若年層からの男女共同参画の視点に立ったライフプランニング支援も重要。

女性が子育てをしながら学ぶことのできる環境整備とキャリア形成支援の一体的な推進が必要

28年度

地域と教育機関の連携による女性の学びを支援する保育環境の在り方の検討

- ①大学等における保育についての先進事例の課題収集・把握
- ②大学等における保育の仕組みづくりのモデル構築

男女共同参画社会の実現の加速に向けた学習機会充実事業

- ①若者のためのライフプランニング支援の推進
- ②社会参画につながる女性の学びの促進

29年度

①大学等における保育の仕組みづくりのモデル構築

自治体等と連携した保育環境や一時保育等サービスの在り方検証

②保育環境整備とキャリア形成支援の一体的な実践事例調査

学びから就労への円滑な移行など大学等の保育環境の整備とキャリア支援を一体的に実施しているグッド・プラクティスの収集・分析

③ライフプランニング支援の推進

ライフプランニング支援の大学・社会人教育への展開

地域と大学等の連携による女性の学び支援研究協議会

実践者による取組報告・課題の共有、人的交流による普及

学びを通じた男女共同参画のための有識者検討委員会の設置

大学等において女性が子育てをしながら学ぶことのできる環境を整備するため保育環境整備を進めるとともに、若者がライフイベントを踏まえた上で進路や就労の選択を行えるよう、男女共同参画の視点に立ったライフプランニング支援の推進を図るなどのキャリア形成支援を推進する。

大学等における学びのための環境整備とキャリア形成支援の仕組みづくりのモデルを構築・普及により、女性が活躍できる社会の構築につながる！

【趣旨・目的】

柔軟な制度的特性を生かしながら産業構造の変化や各地域のニーズ等に対応した**実践的な職業教育を行う専修学校の人材養成機能を充実・強化し、地域産業の発展を支える中核的な人材養成機関としての専修学校の役割の充実**を図るため、社会人向けの教育プログラムや特色ある教育カリキュラムの開発、効果的な産学連携教育の実施のためのガイドラインの作成、分野に応じた中長期的な人材育成に向けた協議体制の構築等を進める。

教育機関

メニュー1：教育プログラム等の開発

ターゲット

→ 社会人の学び直しの推進(学び直し教育プログラムの開発・実証)
eラーニングの積極的活用等による学び直し講座の開発等
地域版学び直し教育プログラムの開発・実証

ターゲット

→ 高等専修学校の教育カリキュラムの特色化
特色ある教育推進のための教育カリキュラム
等の開発・実証

メニュー2：産学連携手法の開発

ターゲット

→ 産学連携による効果的な職業教育の実践
学習と実践を組み合わせる教育システム
の構築(専修学校版デュアル教育の手法開発)

メニュー3：産学連携体制の整備

ターゲット

→ 自立的・機動的な産学連携体制の構築
人材育成協議会の設置

産業界

産学官の連携強化による実践的な教育の推進

行政機関

メニュー1 教育プログラム等の開発

【趣旨】

実践的な職業教育を行う専修学校等の学び直し機能の向上に向け、**学び直し講座の開設促進や、社会人が学びやすい教育プログラムの開発**を行う。また、高等専修学校（専修学校高等課程）等における**特色ある教育を推進するためのカリキュラムの開発**を行う。

取組実施分野の例

産学官協働による教育プログラムの開発



(事業の概要)

eラーニングの積極活用等による学び直し講座の開設等

専修学校を活用した社会人の学び直しを積極的に推進するため、専修学校において、eラーニングを積極的に活用したカリキュラム編成による学び直し講座の開設など、社会人の学び直しを推進するための方策について調査研究を実施する。【新規メニュー/委託事業】

地域版学び直し教育プログラムの開発・実証

地域や業界団体・企業等の人材ニーズが高い分野における実践的な知識・技術・技能を修得するため、専修学校等において、地元企業や業界団体等のニーズを踏まえた「オーダーメイド型教育プログラム」の開発・実証等を行う。 「成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進」事業の継続メニュー

特色ある教育推進のための教育カリキュラム等の開発・実証

高等専修学校等において、後期中等教育段階から高等教育や就業への継続性のある教育カリキュラムや、特別に配慮が必要な生徒等の特性を踏まえた支援体制・教育手法（教育カリキュラムや就業支援等）の開発・実証を行う。 「成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進」事業の継続メニュー

教育プログラム等の開発

産学連携手法の開発

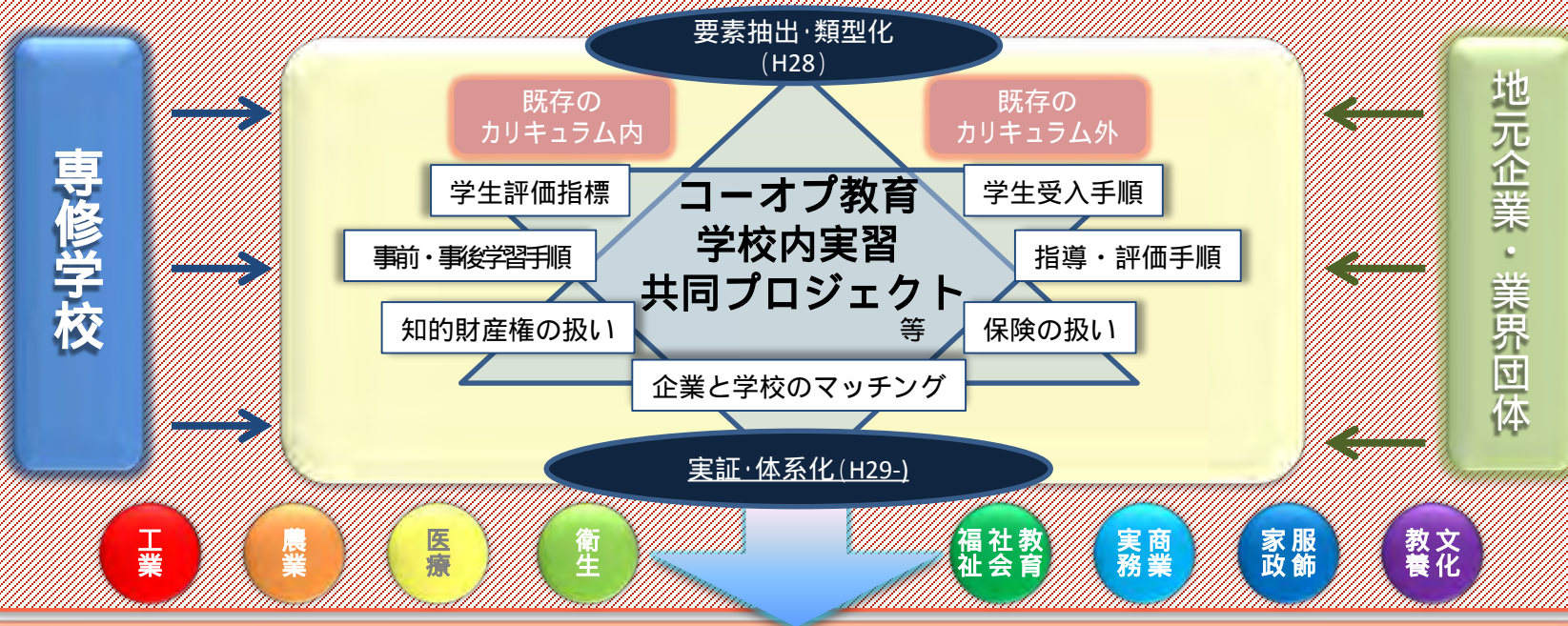
産学官連携体制の整備

メニュー 2 産学連携手法の開発

【趣旨】

専修学校において、これからの時代に求められるアクティブ・ラーニングの在り方を見据え、**学習と実践を組み合わせる行う効果的な教育手法を開発**し、学校・産業界双方のガイドラインとして作成・共有化することにより、質保証・向上を図りつつ、実効的・組織的な産学協同による教育体制を構築する。

《学習と実践を組み合わせる行う教育システム（専修学校版デュアル教育）の構築》



産学連携の下で、学習と実践を組み合わせる行う効果的な教育手法を開発・確立し、標準モデルとしてパッケージ化（ガイドライン策定） 各専修学校の産学連携教育の質向上

教育プログラム等の開発

産学連携手法の開発

産学官連携体制の整備

メニュー3 機動的な産学連携体制の整備

【趣旨】

我が国の専修学校群が、自由度の高い制度特性を生かしながら、変化する社会ニーズに的確に応え、その役割を果たしていくことを支援する。

専修学校と産業界・行政機関等を構成員とする協議会において、**各分野における人材育成の在り方を検討し、各専修学校における教育内容の改編・充実につなげるとともに、持続可能な協議体制の整備を促す。**

(事業の概要)

専修学校、産業界・行政機関等が特定の分野の中長期的な人材育成について協議し、各専修学校の教育カリキュラムに反映し、教育内容の改編・充実を実施する。【新規メニュー/委託事業】

全国版人材育成協議会の設置(分野別) 2箇所

地域版人材育成協議会の設置(分野別) 12箇所

代表機関となる専修学校又は専修学校振興団体に委託し実施。



分野別の人材育成協議会の取組 (PDCA+)

- P** 最新の産業動向や業界ニーズ把握・共有
- D** ニーズを踏まえた具体的な教育機会の提供
- C** 効果的な教育体制・手法の検証
- A** 時代に応じ適時に教育手法等の改善がなされるプロセスの確立
- 組織の自立化に向けた検討 等

教育プログラムの開発

産学連携手法の開発

産学官連携体制の整備

学びを通じたステップアップ支援促進事業

現状・背景

- * 高校進学率
 - ・全世帯：98.8%
 - ・生活保護世帯：**92.8%**
- * 高校中退者
 - ・**毎年5万人程度** (・全世帯1.4%)
 - * 若年無業者
 - ・**約5.6万人**
 - ・生活保護世帯：**4.5%**
- * 就職内定率
 - ・高校新卒者：約9割
 - ・中学新卒者：**約3割**
- * 高卒資格を受験要件とする教育機関や職業資格
 - ・学校：**大学、専門学校** 等
 - ・職業資格：**保育士試験、土木施工管理技術検定試験** 等
- * 高校中退者の意識
 - ・**高卒資格が必要：約8割**

ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）

- 工程表：希望どおりの結婚（若年の雇用安定化・所得向上）①（若者の雇用安定・待遇改善（その2））
- 【具体的な施策】
 - ・社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者等の就労・自立の実現に向け、個々人に応じて切れ目ない支援を各地で提供するため、内閣府・厚生労働省・文部科学省の3府省が連携し、寄り添い型、伴走型の支援の全国展開を地域の実情を踏まえつつ進める（地域における子供・若者伴走型支援パッケージの推進）。
 - （中略）
 - ・高校・高等専修学校とサポステ等の連携による中退者・若年無業者・ひきこもりの若者等へのアウトリーチ型等の就労支援や高卒資格の取得に向けた学びの支援を実施。

教育再生実行会議第九次提言（平成28年5月20日）

[高校中退者を継続支援する体制の構築等]
 （前略）高等学校中退者については、関係省庁が協力し、学校、教育委員会、地方公共団体の福祉・労働部局、ハローワーク、地域若者サポートステーション等が連携して、中退後も就労や再度の就学につなげる支援を行う体制の構築を促進、支援する。

趣旨

高校中退者等は、就職やキャリアアップにおいて不利な立場にあり、高卒資格が必要であると認識している者が多い一方で、高校中退者等を対象とした学び直しのための支援体制が十分でないところ、国において、高校中退者等を対象に、高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援のモデルとなる地方公共団体の取組について、実践研究を行うとともに、その研究成果の全国展開を図る。

概要

学習相談

- ・教育委員会事務局OBや退職教員等による 学びに応じた教科書や副教材の紹介、高卒認定試験の紹介、教育機関や修学のための経済的支援の紹介など、学習に関する相談・助言を行う。
- 本人のみでなく、保護者を含めた相談も可能とする。

学習支援

- ・図書館、公民館等の地域の生涯学習施設を活用し、学習者に対して学習の場を提供する。
- ICT教材をはじめ、教科書センター等の協力を得て、教科書や副教材の閲覧・貸出も可能とする。
- ・退職教員、学生等のボランティア、NPO等の協力を得て、学習者の自習を支援する。

職業資格取得・就職

実施箇所数：4か所
 実施主体：教育委員会又は首長部局の生涯学習担当部署



中退防止や中退者の就労支援については従前より、高校の進路指導や地域若者サポートステーション等を中心とした支援が行われている。

仕事に就きたい
 高校を辞めてしまったことを後悔
 何をしたらいいかわからない

高校中退者・若年無業者等

NEW 支援

学習相談員

学習支援員

NEW 連携

大学進学

若者の社会的自立